

議 事 録 抄 本

令 和 3 年 7 月

福崎町農業委員会

令和3年7月農業委員会議事録抄本

日時：7月20日(火) 15:00～16:25

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡繁克
5番 城谷 憲敬	13番 鍛示 幸弘

【署名人】

3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸
---------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 7 月定例会を開催します。

本日の欠席委員はありません。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸
---------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第 16 号から議案 22 号に至る 7 議案、報告事項 4 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

- | | | | |
|--------|--|---------|----|
| 議案第16号 | 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について | (委員会証明) | 1件 |
| 議案第17号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について | (委員会許可) | 2件 |
| 議案第18号 | 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について | (委員会許可) | 2件 |
| 議案第19号 | 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について | (知事許可) | 1件 |
| 議案第20号 | 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について | (委員会受理) | 1件 |
| 議案第21号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について | (委員会受理) | 2件 |
| 議案第22号 | 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について | | 1件 |
| 報告第1号 | 公共事業の施行に伴う一時転用届出について | | 1件 |

報告第2号 農地使用貸借の合意解約通知について	2件
報告第3号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	4件
報告第4号 農地法第6条に基づく報告書の確認について	2件

(事務局担当) 令和3年7月議案説明

議案第16号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明)

8番：資料12ページをご覧ください。願出地は大門公民館の南約70mに位置しています。13ページの地籍図、34ページの現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、倉庫が建設されていることが確認できます。

この願出地については、昭和50年4月の航空写真にてその当時から倉庫が建設されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

8番：資料14ページをご覧ください。申請地は桜区の入り口から南へ約80mのところにあります。15ページの地籍図、34ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは、農地を手放したいと考えており、親族である〇〇さんと話がまとまりました。

受け人の〇〇さんは町内で約5反の水稲、野菜の作付を行っております。取得後は水稲や野菜の作付をしていくとのことでした。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式も所有しており、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

9番：資料16ページをご覧ください。申請地は金垣内池から西へ約170mのところに位置しています。17ページの地籍図、34ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは、町外に住んでおり、受け人の〇〇さんが耕作地を探していたところ話がまとまりました。

受け人の〇〇さんは町外在住ですが、申請地の近くに農地を所有しています。取得後は果樹の植付やサツマイモなどの野菜の作付をしていくとのことでした。

トラクター、農機具一式も所有しており、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(委員会許可)

10 番：資料 18 ページをご覧ください。申請地は金垣内池から西へ約 200m のところに位置しています。19 ページの地籍図、34 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、使用貸借権の設定です。

渡し人の〇〇さんは、町外に住んでおり、受け人の〇〇さんが耕作地を探していたところ話がまとまりました。

受け人の〇〇さんは町外在住ですが、申請地の近くに農地を所有しています。取得後はサツマイモなどの野菜の作付をしていくとのことでした。

トラクター、農機具一式も所有しており、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

11 番：資料 20 ページをご覧ください。申請地は金垣内池から西へ約 200m のところに位置しています。21 ページの地籍図、35 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、使用貸借権の設定です。

渡し人の〇〇さんは、受け人の〇〇さんの親族であり、〇〇さん耕作地を探していたところ話がまとまりました。

受け人の〇〇さんは町外在住ですが、申請地の近くに農地を所有しています。取得後はサツマイモなどの野菜の作付をしていくとのことでした。

トラクター、農機具一式も所有しており、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可)

2 番：資料 22 ページをご覧ください。申請地はメビック(株)から東へ約 160m のところに位置しています。23 ページの地籍図、24 ページの計画配置図で住宅の配置を示しています。35 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、所有権の移転です。受け人の〇〇さんが一般住宅を建設するための土地を探していたところ、渡し人の〇〇さんと話がまとまりました。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 20 号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について (委員会受理)

1 番：資料 25 ページをご覧ください。届出地は、東大貫区にある天満神社の西約 100m のところにあります。資料 26 ページの地籍図、35 ページの現況写真を合わせてご覧ください。

届出は、申請人である〇〇さんが維持管理の省力化を目的とし、畑化をするものです。畑化した後は、ぶどう、柿、桃、栗などの果樹を栽培をする予定で営農計画書を提出されています。

地元、水利管理者の同意もあり付近の農地への影響も少なく受理できるものと思われ
ます。

議案第 21 号 農地法第 18 条に規定による合意解約通知について (委員会受理)

1 番：この通知は、残存小作の解約を行うもので、双方の合意による解約で、合意から引
渡日が 6 か月以内で書面により提出されていますので、受理要件は満たしていると考えま
す。解約後は第三者が耕作する予定です。

2 番：この通知は、残存小作の解約を行うもので、双方の合意による解約で、合意から引
渡日が 6 か月以内で書面により提出されていますので、受理要件は満たしていると考えま
す。解約後は第三者が耕作する予定です。

議案第 22 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承
認について

1 番：資料 27 ページをご覧ください。申請地は、井ノ口のセブンイレブンから北東へ約
150m のところにあります。資料 28 ページの地籍図、35 ページの写真も合わせてご覧く
ださい。

この申請は、地縁者住宅等の建設敷地に隣接または近接する農地を取得する場合に限り、
取得農地の下限面積を 1 m²に設定することが適当である農地かどうかを審議してもらうも
のです。

受け人の〇〇さんと〇〇さんは、申請地に隣接する土地に平成 29 年度転用許可を得て、
住宅を建設されています。資料 35 ページの地籍図をご覧ください。申請地の北側に住宅を
建設しています。

資料 35 ページの現地写真をご覧いただくと、きちんと管理はされていることが確認で
きます。受け人の〇〇さんは、今回の申請地で、家庭菜園として耕作するとのことで、営
農計画書を提出いただいています。

今回の下限面積緩和の指定申請をするにあたっては、農地全ての効率的かつ総合的な利
用の確保に努めること、投資目的の農地取得を未然に防ぐため、原則 5 年間以上耕作し、
農地の耕作状況を毎年、委員会へ報告するという確約書を提出していただいています。

地元区長、農会長、担当農業委員の同意もあり、別段面積設定及び区域指定申請の承認
は適当であると考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

1 番：この届出は、兵庫県実施の高岡福田地区ほ場整備工事に伴う、現場事務所及び資
材置場の設置をするものです。2 つの工事業者が入っているため、2 筆一時転用届が出てい

ます。資料 29 ページに位置図、30 ページ・32 ページに地籍図、31 ページ・33 ページに計画配置図を示しています。期間は令和 3 年 6 月 18 日から令和 4 年 1 月 31 日までの予定です。

報告第 2 号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が 2 件出ていますので報告いたします。

報告第 3 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 3 件、耕作面積証明書を 1 件、発行したことを報告します。

報告第 4 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

株式会社八千種営農から令和 3 年 5 月 19 日付けで、農事組合法人西治営農組合から令和 3 年 5 月 27 日付けで、事業状況等の報告書が提出され、それにより、それぞれ農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

(議 長) 議案第 16 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 (委員会証明) 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(城谷委員) 非常に暑い中でわかりにくい土地だったため、将来的にドローンなどを活用すると事務局の負担が減るのではないかと思います。

事務局説明のとおり、非常に古くから建っているものです。なぜいまこの問題が出てきたのか、私は疑問に感じました。委員の皆様のご審議をお願いしたいと思います。

(議 長) 議案第 16 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 (委員会証明) 1 件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 (委員会許可) 2 件について、現地調査済ですので報告願います。

(城谷委員) 8 番：ほ場整備地の中に入っているところで、山裾にあり非常に管理しにくい土地です。耕作が困難な土地を私が作ってやろうということで、感心をいたしました。特別に大きな問題はないと判断しました。

9 番：中国道の北側で 2 回前に太陽光の届出がありました、その付近です。申請者の〇〇さんが高齢だということが気になりました。申請地は葛が茂っており、荒れたところもあります。畑にしてありますが、なかなか手が行き届きにくいという現況です。後々継ぐ者がいるのかと気になります。以上です。

(議 長) 議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 2件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(城谷委員) 10 番 11 番：17 号で説明したところに隣接しており、葛が生い茂っており、これがきれいな農地として管理されるのであれば結構なことだと思います。現地調査をした結果は以上です。ご審議をお願いします。

(議 長) 議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可) 2件について、質疑ありませんか。

(宮川委員) 〇〇さんは姫路市田寺から通われるんですか。

(事務局) 通われます。

(加瀬澤委員) 耕作面積は180㎡が所有で、3,000㎡集められたから17号議案の所有権移転ができるようになったということですか。これを買うために格好だけ預かろうかということがないですか。

(事務局) 3,000㎡となったので所有権が移転できるようになりました。草刈りなどの維持管理はちゃんとしますと言われていています。

(加瀬澤委員) こういう土地はきれいになってからやり取りするのではなくて、3条申請をした後にきれいにするものですか。

(事務局) ケースバイケースですが、所有者が1人で高齢の方でどうしてもそういう力がない場合は請け人が必ずやりますという確約をいただいて検討するという場合もあ

ります。原則としましてはきれいな状態で受け渡しすることとなります。

(加瀬澤委員) ご存じだと思うんですが、西大貫で太陽光をしたいという話があって、預かってからきれいにするとすると、うちの村が困ってしまうんです。原則はきれいにしてから預けるということでもいいんですね。

(事務局) はい。

(議長) 事務局でも、窓口に来られた際、現地を見にいった際にでも何か加瀬澤委員が言われたように、きれいに管理された後にやり取りするのが原則でありますから、できていない場合には、このようにやりますという確認書のようなものをするようにして徹底して進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

他にないようですので、次に、議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）1件について、現地調査済ですので報告願います。

(城谷委員) 2番：田口で金剛城寺よりも南に下ったところで、県道の東側に位置しています。私見ですが、前も後ろも道路で、宅地としては非常にいいところかなと思います。こういうところに若い人がきて家を建てるのはいいことだと思います。私は、大きな問題はないと現地調査をして思いました。以上です。

(議長) 議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第20号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出（委員会受理）1件について、現地調査済ですので報告願います。

(城谷委員) 1番：大貫で、天満神社の西約100mに位置する土地です。届出地は駐車場に使っている土地と一般の家の間にある、既に水田は無理で畑の状態になっているところです。その土地で果樹を植えるということで、現地でも少し話をしたんですが、どういう果樹を植えるのか、隣にどういう迷惑をかけるのかそういうことも少し説明してほしいですねという確認をさせていただきました。土地としては大きな問題はないと判断しました。以上です。

(議長) 議案第20号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出（委員会受理）1件について、質疑はありませんか。

(牛尾委員) 地図を見ると南側の隣接の方家の方と申請の方が同じ名前に見えますが、間違いはないですか。司という字と歴史の史という字とありますが、別の方ですか。

(事務局) 別の方です。地図の左隅の家が申請人です。

(議長) 他にないようですので、次に、議案第21号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理)について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第22号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について、現地調査済ですので報告願います。

(城谷委員) 1番:井ノ口のセブンイレブンの北東約150mのところ申請地です。この土地の図面を見ると、改良区の水路を渡らないと入れない土地で、なぜこの土地だけが残らないといけなかったのか、昔の農地法の関係で小區画で残さざるを得なかった。単独でこの農地に入ろうとすると、また水路に橋を架けないといけないということで、別に大きな問題はないと私は思いました。以上です。

(議長) 議案第20号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第16号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第16号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第16号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)2件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可)2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可)2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可)2件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

- (議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11 : 反対0]

- (議 長) 挙手全員でございますので、議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

- (議 長) 次に、議案第20号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

- (議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第20号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11 : 反対0]

- (議 長) 挙手全員でございますので、議案第20号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

- (議 長) 次に、議案第21号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 2件について、討論はありませんか。

<なし>

- (議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第21号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11 : 反対0]

- (議 長) 挙手全員でございますので、議案第21号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 2件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第22号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第22号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第22号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認1件について、承認することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

(城谷委員) 前にも聞いたところがあるかと思いますが、借受人のところで姫路土地改良センターというのはあり得ないと思うんですよ。必ず知事やセンター長なんかの名前が入るはずだと。申請書はこんなことでできますか。

(事務局) 申請書は兵庫県中播磨県民センター長（姫路土地改良センター）となっております。

(城谷委員) そこまで入れてもらわないといけないと思うんですけどね。

(議 長) 次回より事務局の方でそういう対応をお願いします。

(宮川委員) ○○さんは福崎町でどこに何筆もっているかわかりますか。企業の重鎮やけど、いろいろなところに土地を持っているんで、判子もらうのに困るだろうと思うから。

(事務局) 調べてまたお伝えします。

(議 長) 他にないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

<16：25終了>

○次回農業委員会開催日・・・8月24日（火曜日）15時00分から

署 名 人	宮川 積
署 名 人	松岡 忠幸